

議案第 33 号

大野市児童手当事務処理規則の一部改正について

令和 4 年 5 月 30 日提出

大野市教育委員会
教育長 久保俊岳

提案理由

国の制度改正により、公簿等の確認方法、現況届処理等について規則を改正する必要があるため

大野市教育委員会規則第 号

大野市児童手当事務処理規則の一部を改正する規則（案）

大野市児童手当事務処理規則（令和3年規則第17号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
第1条・第2条（略） （備え付けるべき帳簿等）	第1条・第2条（略） （備え付けるべき帳簿等）
第3条 大野市（以下「市」という。） において <u>記録・管理すべき情報</u> は、次に掲げるとおりとする。 （1）受給者 <u>情報</u> （2）関係書類返戻・保留 <u>情報</u> （3）受給資格調査員証交付 <u>情報</u> （4）父母指定者管理 <u>情報</u>	第3条 大野市（以下「市」という。） において <u>備える帳簿等</u> は、次に掲げるとおりとする。 （1）受給者 <u>台帳</u> （2）関係書類返戻・保留 <u>カード</u> （3）受給資格調査員証交付 <u>簿</u> （4）父母指定者管理 <u>台帳</u>
第4条～第6条（略） （額改定届の処理及び職権に基づく額改定の処理）	第4条～第6条（略） （額改定届の処理及び職権に基づく額改定の処理）
第7条 教育委員会は、省令第3条第1項の額改定届又は同条第2項の額改定届（施設等受給者用）（以下「減額改定届」という。）の提出を受けたときは、その内容を審査し、届出に係る事実があると認めた場合には、額改定通知書により当該届出者に通知し、届出	第7条 教育委員会は、省令第3条第1項の額改定届又は同条第2項の額改定届（施設等受給者用）（以下「減額改定届」という。）の提出を受けたときは、その内容を審査し、届出に係る事実があると認めた場合には、額改定通知書により当該届出者に通知し、届出

に係る事実がないものと認めた場合は当該届書を当該届出者に返送するものとする。

- 2 教育委員会は、減額改定届の提出がない場合であっても、公簿等（マイナンバー制度による情報連携を含む。）によって手当額を減額すべきものと確認したときは、職権に基づいてその額を改定し、額改定通知書により当該受給者に通知するものとする。

（一般受給資格者に係る現況届の処理）

第8条 教育委員会は、省令第4条第1項及び第4項の現況届の提出を受けたとき、又は同令第4条第3項の規定により現況届の提出を省略させたときは、その内容を当該届書の記載事項又は公募等（マイナンバー制度による情報連携含む。）により確認した情報等により審査し、児童手当法施行令（昭和46年政令第281号）第11条第1項又は第2項の規定により認定の請求があったものとみなされる場合に該当すると認めた場合には（児童手当・特例給付）認定通知書により、支給事由が消滅したものと確認した場合には、当該届書をもって当該手当の認定を取り消し、（児童手当・特例給付）支給事由消滅通知書（様式第5号）に

に係る事実がないものと認めた場合は当該届書を当該届出者に返送するものとする。

- 2 教育委員会は、減額改定届の提出がない場合であっても、公簿等によって手当額を減額すべきものと確認したときは、職権に基づいてその額を改定し、額改定通知書により当該受給者に通知するものとする。

（一般受給資格者に係る現況届の処理）

第8条 教育委員会は、省令第4条第1項及び第3項の現況届の提出を受けたときは、その内容を審査し、児童手当法施行令（昭和46年政令第281号）第11条第1項又は第2項の規定により認定の請求があったものとみなされる場合に該当すると認めた場合には（児童手当・特例給付）認定通知書により、支給事由が消滅したものと確認した場合には、当該届書をもって当該手当の認定を取り消し、（児童手当・特例給付）支給事由消滅通知書（様式第5号）により、当該届出者に通知するものとする。

より、当該届出者に通知するものとする。

第9条～第13条 (略)

(支払)

第14条 児童手当等の支払日は、法第8条第4項に規定する支払期月の10日とする。ただし、その日が日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日、1月2日、1月3日又は12月29日から12月31日までの日（以下「日曜日等」という。）に当たるときは、その日前においてその日に最も近い日曜日等でない日とする。

(削除)

2 児童手当等の支払は、受給者の申請に基づく金融機関の口座へ、市が指定する金融機関を通じ、口座振替の方法により行うものとする。ただし、市長が当該支払方法により難いと認める受給者については、この限りでない。

第15条～第17条 (略)

第9条～第13条 (略)

(支払)

第14条 児童手当等の支払日は、法第8条第4項に規定する支払期月の10日とする。ただし、その日が日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日、1月2日、1月3日又は12月29日から12月31日までの日（以下「日曜日等」という。）に当たるときは、その日前においてその日に最も近い日曜日等でない日とする。

2 市長は、児童手当等の支払を行う場合には、児童手当等支払通知書（様式第10号）により、受給者に通知するものとする。

3 児童手当等の支払は、受給者の申請に基づく金融機関の口座へ、市が指定する金融機関を通じ、口座振替の方法により行うものとする。ただし、市長が当該支払方法により難いと認める受給者については、この限りでない。

第15条～第17条 (略)

様式第10号を削り、様式第11号を様式第10号とする。

附 則

この規則は令和4年6月1日から施行する。